



29年度 公定規格改正について 説明会及び研修会を開催

「平成29年度 公定規格改正について 説明会及び研修会」を3月16日、東京都千代田区の法曹会館において開催致しました。当協議会会員等約60人の方々にご参加いただきました。

来賓として、農林水産省消費・安全局農産安全管理課課長補佐の野島夕紀様、農産安全管理課調査係長の太倉一樹様、農産安全管理課肥料検査指導班検査係長の曾我部亮様、生産局技術普及課生産資材対策室資材対策規格班企画課調整係長の本宮裕貴様、独立行政法人農林水産消費安全技術センター(FAMIC)の方々にご出席頂き、公定規格の改正等についてご説明いただきました。

説明会終了後には研修会として、メディカル アンド ナレッジカンパニー代表の佐野正行様に「医者からみた家庭菜園」を演題にご講演いただきました。医師から見た家庭菜園について、農業や肥料を健康に関連付けて、われわれの身近で知っておきたい話題等をお話をいただきました。



中島吉之会長あいさつ

本日は家庭園芸肥料・用土協議会の説明会と研修会に、ご参加いただきありがとうございます。

本日は、例年通り公定規格の変更に関する説明及び、今後の肥料の表示制度の見直しについての説明をいただくことになっております。その他にも「AGMIRU (アグミル)」という農林水産省様取り組みされております農業資材比較サービスの説明もしていただく予定となっております。

研修会では講師として医師の佐野正行先生より「医者からみた家庭菜園」をテーマに園芸が健康に対して及ぼす効果や影響など、われわれの身近で知っておきたい話題を講演いただく予定となっております。



園芸業界の状況としては昨年の秋からの天候不順で心配しておりましたが、3月に入ってからは週末の気候が安定したおかげもあり、弊社においても非常に活気が出てまいりました。この状況を見て家庭園芸をやってくださっている方が大勢いらっしゃることを実感しております。

ただ、当協議会は商売向上の話だけではなく、基本的に肥料及び用土の品質の安心安全を守っていく協議会ですので、今日は様々なことを勉強し、吸収できたらと考えております。

最後になりますが、本日も一緒に勉強をさせていただきました東京肥料研究会様より先日悲しいお知らせがありました。東京肥料研究会で会長をされておられました、肥料農産新報社の下島一郎様が、今年の2月にお亡くなりになられたそうです。下島様は肥料に興味のある若い世代の方を多数連れてきていただき、農業、園芸、肥料というのがどういったものかを、伝える役割をさせていただき園芸業界に大変貢献された方でした。われわれとしても若い世代と勉強できるのは本当に有難いことで、感謝しかないと考えております。

下島様に感謝と哀悼の意を表したいと思っております。本当にありがとうございました。

来賓祝辞

農林水産省 消費・安全局農産安全管理課

野島 夕紀 課長補佐



農林水産省は一昨年、農業競争力強化プログラムを取りまとめ、農業生産資材価格の引き下げ、生産から流通、加工に至るあらゆる面で構造改革を進めることといたしまして、昨年5月、農業競争力強化支援法を公布いたしました。

農業競争力強化プログラムにおきましては、生産資材について、各種法制度およびその運用についても定期的に総点検を行って、国際標準化を図るといふこととされており、安全性は十分担保しつつ、合理的理由のなくなっている規制については廃止をすることとされております。

肥料取締法におきましても、現在の規制が合理的理由がなくなっていることはないかどうかを改めて点検を行っている最中でありまして、必要に応じ規制の見直しをすることとしております。

こういう流れを受けまして、昨年多くの肥料業者さんと意見交換などさせていただいております。その結果、肥料取締法におきましても、いくつか課題が見えてきております。

本日も説明する表示の規制の見直しもその一環でございます。ここで皆さまと意見交換させていただきました、見えてきた課題について、今後も随時検討し、見直しを行うことになっていくと思っております。

皆さまにこれからもお声掛けをさせていただいて、意見交換の場を設けさせていただきたいと考えておりますので、その際はぜひご協力いただきたいと思います。

公定規格の改正等について

(1) 動物の排せつ物に凝集促進材を利用した肥料

改正前は、動物の排せつ物に凝集促進材を加えたものが、し尿汚泥肥料、汚泥発酵肥料などの普通肥料として、農林水産大臣の登録が必要となっていました。改正後は、動物の排せつ物に凝集促進剤（指定されたもの）を加えたものについては、動物の排せつ物や堆肥などの特殊肥料として、都道府県知事への届出のみで生産や販売できることとなっています。

(2) 液状副産窒素肥料

液体副産窒素肥料と改正前は呼んでいましたが、原料に「食品工業において副産されたもの」を追加して、液状副産窒素肥料と名称を変更しています。既存の登録銘柄は次回の更新まで液体副産窒素肥料として販売することが可能となっています。

(3) 牛由来のゼラチン・コラーゲンの肥料利用

現行制度では、牛の体由来する原料、肉骨粉などを用いて肥料を生産する際には、肥料原料供給管理票、管理措置の実施、容器への表示の3点が必要になっています。管理措置は摂取防止措置と原料加工措置の二つに分けられています。現行制度では肥料用ゼラチン・コラーゲンには適用できる原料加工措置がないため、ゼラチン・コラーゲンを肥料利用する場合には、必ず摂取防止剤が必要です。

見直し後の制度では新たに原料加工措置を設定して、脱脂、酸による脱灰、酸処理またはアルカリ処理、ろ過、138℃以上で4秒間以上の殺菌、これら全てを実施する、またはこれらと同等の条件で実施する必要があります。

肥料用ゼラチン・コラーゲンの骨由来のものについては、新たに設定されるゼラチン・コラーゲンの原料加工措置の条件を満たすことが確認されたものは、摂取防止措置が不要となります。ただし、原料加工措置に対するFAMICの大臣確認の検査が必要

になります。皮由来であることが確認されたものについては、摂取防止措置及び原料加工措置は不要。こちらは登録申請時に証明書が必要になります。また、食用ゼラチン等を由来を確認せずに肥料利用する場合には摂取防止措置が必要となります。

(4) 摂取防止材の追加

現行では、消石灰、とうがらし粉末、パーマアッシュの3つが認められていますが、新たに軽焼マグネシア、鶏ふん燃焼灰、石灰窒素、硫酸アンモニア、硫酸加里の5種類が追加されます。

(5) イノシシの肥料利用

イノシシの肉骨粉につきまして、12月27日付けで肥料利用が解禁されています。イノシシの肉骨粉を肥料として利用する際にはBSE等の発生を防止するために製造管理を行う必要があります。製造管理のやり方については、イノシシの残さなどを利用して肥料を生産するときには、FAMICにおける事前の確認を受ける必要があります。

(6) めん山羊由来のと畜場汚泥の肥料利用

めん山羊が含まれる「と畜場から排出される汚泥」を原料とした肥料について、条件を満たすことで肥料として生産・出荷が可能となりました。条件とは、FAMICによる事前の生産工程等の確認、誤用防止措置の徹底等になります。

(7) 今後の公定規格の改正

一つ代表的なものを挙げますと、汚泥からのりん回収物の規格の改正を考えています。下水の汚泥にりんが大量に含まれており、それを有害成分をほとんど含まずに回収する技術が近年実用化されています。

表示制度見直し(案)のポイント

原料表示

①有機質肥料の統合表示の範囲を拡大し、動物質類、植物質類の2つに集約して簡素化。

②統合表示の内容は任意で記載可能とし、記載する場合でも割合が10%未満である原料は「その他」として一括で記載することが可能。

③牛の部位を原料として生産された肥料に係る農林水産大臣の確認を受けた工程において製造された旨の記載事項を不要に。

④その他、備考欄の簡素化。

材料表示

①材料の種類によらず、記載事項は種類及び名称のみとし、使用量の記載は任意。

②配合肥料等の原料となる肥料に使用される材料について、種類及び名称又は使用量の記載は任意。

原材料以外の表示

①動物由来たん白質（牛以外）と牛由来たん白質に係る表示事項を統一。

農業資材比較サービス AGMIRU

農業資材価格の見える化というテーマで昨年の6月から運用が開始されています。パソコン、スマホ、タブレットで操作が可能なのです。

農業者の皆さんが、例えばこんな肥料がほしい、いくらぐらいのものがほしい、NPK比率はこのくらいのもがいい、有機肥料がほしいといったいろいろな希望をアグミルのWEB上で登録してもらいます。それがアグミルに登録されている販売業者の皆さんに届きます。その依頼を見て自分のところはこんな商品を提案できますというものを農業者さんに返します。農業者さんに見積もりが例えば5社くらいから来たら、総合的に比較して一番いいところを選び、マッチングが成立します。

アグミルの現状の仕組みとしては、この手をつなぐところまでになります。その後、2者の間で、商流、物流、配送、支払いと

いうことをやっていただくということになっています。

農業者の皆さんの選択肢がもっと広域的に増やせたらというニーズがあり、今までお付き合いしたことのないところとつながれる可能性があるというメリットがあります。販売業者さんとしても、コストをかけずに販路拡大できる、効率的に商談を進めることができるということにも対応できるのがアグミルのコンセプトになっています。

単なる価格だけの比較のサイトではなくて、支払い条件、配送条件、アフターも含めて交渉ができる仕組みにしています。特に配送ですとか支払いといったところを各自の責任でやってもらうところとか、システムを実装できていないところがあり、そういったところは引き続き改善しているところです。

■医者からみた家庭菜園■

メディカル アンド ナレッジカンパニー
佐野正行代表

腸はどこから外になりますか？ 例えば、ビー玉を飲み込んだらお尻から出てきますね。ということは、口とおしりはつながっている。口の中に入って、食べ物の通り道と空気の通り道は外という考え方もあるんですね。腸は内なる外と言われています。腸は外界に接する最大の臓器で、広げるとテニスコートの1.5面分くらいになります。そこから栄養を吸収しているんです。外とつながっているのが、菌とかウイルスが入ってくるんですね。だから腸の環境と呼吸を整えることが、ものすごく大切なんですね。

植物は根っこから栄養を取りますね。根っこは土の中にあります。そうすると土の環境がものすごく大切なんですね。植物でいう根っこは、人でいう腸になるんです。いい花を咲かせるとか、いい作物を取ろうとしたら土を整えるのが一番大切ですよ。それと同じで人が栄養をきちんと取って、元気に働くためには、腸の中を整えることが一番大切なんですね。

今の野菜の特徴を僕なりにまとめてみたんですけど、早く成長したほうが流通の面、経済性ではいいですよ。あとは形がそろったほうが流通性がよくて価格も上がるのでいいですよ。化学肥料を増やすと生産性が上がるし、労力を下げることができます。温室栽培とか、水耕栽培をすると生産性を上げたり、安定した生産をすることができます。ただ、早く生長すると細胞がすかすかになることもわかっています。栄養とかも下がっているんですね。温室栽培とか水耕栽培を否定している訳じゃないです。こういうものだということは知っておいてほしいんです。

僕たちはミネラルとかをちゃんと摂取できてるかというと、摂取できてません。ミネラルとかビタミンは、体を動かすのを手助けしているようなものなんですよ。カルシウムとかマグネシウムとか鉄とか亜鉛とか、すべて今、一日の摂取量が足りてない状態になっています。なぜかという、農作物に含まれているミネラルが激減しているんですね。栄養価はどんなものでも半分以上減っていると思ってください。昔のように食事だけで栄養を取ろうとしたら、昔の倍取らないといけな。そうすると、腸の環境を整えることがめっちゃくちゃ難しくなっています。土のミネラル自体も減っていて、そこで育てられる野菜のミネラルも当然減ってきてしまうので、それを食べる人の体の中のミネラルの量も減ってしまいます。

サプリメントを取ったことのない人はいますか？ 日本人はほぼ1回は何か取っています。今は加工食品を取ることが多くなっているんですね。加工食品を取るとミネラルが圧倒的に不足します。加工するときにミネラルが減るので。土壌や栽培方法の変化で食品の栄養価は下



がっています。食事だけで十分な栄養素を取ることができなくなっているんですね。

生活環境が悪化しています。そうすると、対応しようと体を整えるので、ビタミンとかミネラルが大量に消費されるんですね。量も減ってくるので、そうするとサプリメントっていうものが今は必要な人が多くなってきています。肥料も土の中に、栄養が足りない、それを補うために入れるん

ですね。それは人の体もそうなんです。食事だけで取り切れればサプリメントなんていらないんですけど、取り切れてないときはサプリメントを取ったほうがいいんです。

家庭菜園のメリットは、野菜のことも知れますよね。で、感謝できます。自分で作るので農薬をたくさん使うことはしないので、無農薬野菜を最高の状態でいただけます。とりたてで食べれますよね。どうやって作ったかがわかります。昔の作り方をするので、安心して安全で高栄養でおいしい。ただ、世話が必要なのと野菜に関する知識が必要です。裏を返すと、世話をするということは体を使ったりするので、健康にとってはいいことなんです。もちろん、無理にやる必要はないです。自分でできるかたちでいいと思うので、ちっちゃなスペースでもいいです。

個人的に僕はそういうものをすすめてますし、ぜひそういうことをすすめるような環境にもしていきたいですし、まだまだ僕も知らないことがたくさんあるので、これだけいろんな立場の菜園とかにかかわっておられる方がたくさんいられるので、そういう方からいろんなことを教えていただいて、よりいい環境で、よりこういう世界が広がるような、そんな世界を作っていきたいと思っています。

健康に生活する大切な、三つの要素。お金をかけるか、時間をかけるか、心身を使うか。何かしないと健康は維持できません。こういうことをバランスよく、することが大切です。肥料も一緒ですよ。ちゃんとお金をかけないといい肥料を買えないですし、維持したり管理することも必要なので、ぜひ皆さんはこういうものをバランスよくやるようにしてください。

Q&A

● **Q ①**有機質肥料を与えることで、土壤中の微生物の種類の増加や土の緩衝力が高まることによって、植物体が元気になり、病気にかかりにくくなった場合、製品のラベルにはどういった表記が可能でしょうか。「病気に強くなる」「病気にかかりにくくなる」などと謳えるのでしょうか？

農業ではないため、謳えないのでしょうか？

A) 「病気に強くなる」「病気にかかりにくくなる」などの表記は、消費者がその有機質肥料が農業的な効果を有すると誤解される可能性がありますので、控えてください。一方、有機質肥料を与えることと、植物体が元気になったり病気にかかりにくくなることについて、肥料の効果としての明確な因果関係があれば、その因果関係を示すとともにその旨を標記することは可能です。ただし、特定の病害虫の防除を目的とした効果効果や、農作物等の生理機能の増進又は抑制を主たる目的とする効果効果を謳う場合は、農業としての効果効果を標ぼうしているものとみなされ、農業取締法の規制の対象となりますので、御留意ください。

● **Q ②**有機質肥料、あるいは肥料にかかわらず、肥料以外の効果があるものがございます。例えば石灰について最近書籍でも、病気に効くと明確に紹介されておりまして、都道府県の試験場でも試験を行い、効果があると証明されています。そういうものについて、どのような表示が可能となるのでしょうか。

A) 一般的に植物が元気になります、という表示は可能ですが、例えば、石灰であれば、植物体が元気になったり病気にかかりにくくなることについて、土壌改良の効果としての因果関係を併せて記載する必要があります。ただし、特定の病気に効くといった表示をすると、農業取締法の規制の対象となりますので、御留意ください。

● **Q ③**昨年(2017年)の10月27日の農業新聞に、農研機構がアミノ酸でトマトの青枯病を抑制したという記事があったのですが、これについてはどういう風に表現したらいいですか。

A) 当該記事について確認できていませんが、アミノ酸を青枯病に効くと表示して販売しようとする場合は、農業取締法に基づく登録の必要が生じます。

会員紹介 ◇毎回、会員リスト掲載順に紹介しています◇

旭化学工業株式会社

〒636-0104 奈良県生駒郡斑鳩町大字高安 500

TEL : 0745-74-1131

FAX : 0745-74-1961

URL : <http://www.asahichem-mfg.co.jp/>

メール : info@asahichem-mfg.co.jp

弊社は、農業・家庭園芸用の様々な肥料、及び活力剤の製造・販売、輸出入までを事業としております。私たちは農作物を活かすための研究を追求し、その研究で培った長年のノウハウをもとに作り出された、農業・園芸を支えるための、家庭園芸用肥料、葉面散布肥料、液体肥料、有機質肥料、粒状肥料、ペレット肥料、特殊肥料・資材を中心に製造・販売しております。今後もより多くの皆様により良い商品をご提供し貢献できるよう努力して参ります。

設立以来40年余の当社は、各種業務用・家庭園芸用培養土、専用土、肥料等の製造・販売を行っております。自然応用科学(株)の100%子会社として、親会社の経営理念である環境への貢献を共有しながら、地域の皆様に評価いただける製品の開発、供給に努めております。フルオートメーション(腐葉土専用機はじめ、小袋から大袋まで)を計6基保有し、神戸市北区の立地と交通アクセスの便利さを活かし、安心安定供給を心がけております。

太陽殖産株式会社

〒651-1343 兵庫県神戸市北区八多町附物 253-3

TEL : 078-982-8800

FAX : 078-982-7680

メール : info@taiyoshokusan.co.jp

日本フラワー&ガーデンショウに出展

協議会の活動の一環として、今年も2018日本フラワー&ガーデンショウに出展いたしました。28回目となる同ショウは公益社団法人日本家庭園芸普及協会が主催されているもので、4月20～22日に横浜市のパシフィコ横浜で1万㎡の会場規模で開催され、6万5424人が来場してにぎわいました。協議会では会場内にブースを出展し、肥料・用土の知識や協議会の活動、FAMIC様の紹介、サンプル展示等を行いました。

事務局より

総会の日程が決定しましたので、お知らせします。

第35回家庭園芸肥料・用土協議会通常総会

【日時】7月26日(木)

受付開始 13:00 総会 13:30～

【会場】メルパルク大阪

(大阪市淀川区宮原 4-2-1 TEL 06-6350-2111)



家庭園芸肥料・用土協議会は、家庭園芸の安全で健全な振興のために、メーカー企業有志により昭和59年(1984)に設立されました。

家庭園芸肥料・用土協議会

〒174-0054 東京都板橋区宮本町 39-14 公益財団法人日本肥糧検定協会内

TEL 03-5916-3833 FAX 03-5916-3828 <http://www.a-hiryo-youdo.com/>